大川広域行政組合消防専決等規程

平成 3年 9月30日 訓 令 第 4 号

改正 平成15年 4月 1日訓令第 2号 平成16年 3月29日訓令第 8号

平成17年 3月28日訓令第 7号 平成18年 3月24日訓令第 4号

平成19年 3月29日訓令第 2号 平成19年 3月29日訓令第 6号

平成21年 2月25日訓令第 2号 令和 5年 4月 1日訓令第 4号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、大川広域消防本部の事務に関する根本基準を確立することにより、職務の合理的かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(職務遂行の原則)

第2条 職員は、職務の遂行に当たっては、常に職員相互の連絡協調を図り、かつ、合理的な計画 をたてて的確迅速に事務を処理しなければならない。

(消防本部における決裁等)

- 第3条 消防長は、管理者の決裁事項について大川広域行政組合事務決裁等規程(平成3年大川地 区広域行政振興整備事務組合訓令第1号)第4条各号の規定によるほか、大川広域行政組合に影響を及ぼす重要なものについては、管理者の決裁を受けなければならない。
- 2 前項の場合において、管理者が不在のときは、消防長が管理者の事務を専決する。
- 第4条 管理者及び消防長がともに不在のときは、消防次長が管理者の事務を専決する。
- 2 消防長及び消防次長がともに不在のときで、緊急を要するものは、総務課長がその事務を専決することができる。ただし、総務課長は専決した内容について、遅滞なく上席者に報告するとともに後閲の措置をとらなければならない。
- 第5条 削除

(消防長の決裁事項)

- 第6条 消防長の決裁事項(管理者名を持って発する決裁事項を含む。)は、次のとおりとする。
 - (1) 消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び消防法に基づく関係法令に 規定する管理者の権限に属すること
 - (2) 消防統計及び消防情報の報告
 - (3) 応援出動した消防職員の指揮
 - (4) 補助金の交付申請
 - (5) 消防庁舎の管理
 - (6) 成規定例的な収入
 - (7) 負担義務の附帯しない寄附の収受
 - (8) 消防職員の扶養親族、児童手当、通勤手当及び住居手当に係る届出(事務局長決裁)
 - (9) 消防次長、署長、課長及び分署長の休暇、早退、欠勤その他これらに類するものの承認及び 出張命令(出張先が県外である場合は、事務局長事前合議。)
 - (10) 消防職員の県外出張命令(事務局長事前合議。)

- (11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の うち、液化石油ガス供給設備の工事の届出の受理並びに当該供給設備に係る立入検査及び修理 等の命令で管理者の権限に属すること。
- (12) 防火対象物の使用開始の届出の処理
- (13) 消防計画書の届出の処理
- 14) 火を使用する設備等の設置届出の処理
- (15) 火災とまぎらわしい煙等の届出の処理
- (16) 喫煙等の禁止場所での火の使用の承認
- (17) 指定数量未満の危険物等の届出の処理
- (18) 消防用設備等の工事着工届出の処理
- (19) 消防用設備等設置届出の受理及び検査並びに検査済証の交付
- (20) 諸報告、諸届、誓約書の受理(重要なもの。)
- (21) 行政文書の公開、部分公開及び非公開事務(諮問及び答申を得た後の決定に係るものを除く。)
- (22) 個人情報の保護事務(諮問及び答申を得た後の決定に係るもの並びに登録及び目的外利用に係るものを除く。)
- (23) 聴聞(聴聞の実施の決定に係るものを除く。)
- (24) 金額を伴わない契約、協定等の締結又は契約、協定等の期間の変更(重要なもの。)
- (25) 法令、条例の制定改廃等に伴う例規(条例を除く。)の軽易な字句の改正(法令、条例の引用字句又は引用条項名の改正その他の自由裁量の余地のないものに限る。)
- (26) 要綱、要領等の制定改廃(特に重要なものを除く。)
- (27) 会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用の承認(事務局長合議) (署長の決裁事項)
- 第6条の2 署長の決裁事項(消防長名を持って発する決裁事項を含む。)は、次のとおりとする。
 - (1) 各種日報の処理
 - (2) 当番日の職員の勤務配置
 - (3) 警防計画の作成
 - (4) 消防水利の指定
 - (5) 火災警戒区域の設定等
 - (6) 消火活動中の緊急措置等
 - (7) 緊急水利の利用等
 - (8) 緊急水利の使用協定
 - (9) 火災警戒区域への命令で定める者の出入制限
 - 10 法第22条第3項の規定による火災警報の発令に関する事項
 - (11) 法第23条の規定によるたき火又は喫煙の制限に関する事項
 - (12) 副署長以下の職員の県内出張命令に関する事項
 - (13) 交替制勤務者の勤務を要しない日の割振り
 - (14) 所属の各種車両の運用

(課長共通専決事項)

- 第7条 署長及び課長の共通専決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 副申、進達、申請、報告、通知、照会、回答、依頼等及びこれらに類するもの(重要なものを除く。)
 - (2) 諸報告、諸届、誓約書等の受理(重要なものを除く。)
 - (3) 事実の確認証明
 - (4) 課の各種日報の処理
 - (5) 私事旅行届の処理
 - (6) 遅参及び早退の承認
 - (7) 年次有給休暇の付与
 - (8) 欠勤の承認
 - (9) 課内職員の県内出張命令
 - 10 予算の範囲内における休日勤務及び時間外勤務命令

(総務課長専決事項)

- 第8条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 特別休暇の付与
 - (2) 消防手帳、えり章等の交付
 - (3) 福利厚生、衛生及び安全管理
 - (4) 諸報告、諸届、誓約書の受理(軽易なもの)
 - (5) 大川広域消防に属する行政文書の公開、部分公開及び非公開事務(諮問及び答申を得た後の決定を得たものを含む。)
 - (6) 大川広域消防に属する個人情報の保護事務(諮問及び答申を得た後の決定を得たもの並びに 登録及び目的外利用に係るものを含む。)
 - (7) 行政文書公開決定に基づく(行政資料を含む。)写しの交付
 - (8) 公印の特別な使用
 - (9) 金額を伴わない契約、協定等の締結又は契約、協定等の期間の変更(軽易なもの。)
 - (10) その他軽易、定例に属する自由裁量の余地のない事務処理

(予防課長専決事項)

- **第8条の2** 予防課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 建築物の同意(重要なものを除く。)
 - (2) 危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認
 - (3) 旅館等の営業許可に対する意見書の交付
 - (4) 液化石油ガス販売事業許可等に関する通報の受理
 - (5) 液化石油ガス販売事業許可に関する意見書の交付
 - (6) 液化石油ガス供給設備の工事の届出の受理並びに当該供給設備に係る立入検査及び修理等 の命令
 - (7) 消防用設備等の工事着工届出の処理
 - (8) 消防用設備等設置届出の受理及び検査並びに検査済証の交付
 - (9) 消防法に基づく危険物関係で消防長の権限に属すること。
 - 10) 大川広域行政組合火災予防条例(昭和47年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第12

- 号) 第47条に基づくタンク水張検査等申請の受理及び検査並びにタンク検査済証の交付
- (11) 防火対象物の使用開始の届出の処理(重要なものを除く。)
- (12) 消防計画書の届出の処理(重要なものを除く。)
- (13) 火を使用する設備等の設置届出の処理(重要なものを除く。)
- (14) 喫煙等の禁止場所での火の使用の承認(重要なものを除く。)
- (15) 指定数量未満の危険物等の届出の処理(重要なものを除く。)
- 16 消防用設備等の工事着工届出の処理(重要なものを除く。)
- 17) 消防用設備等設置届出の受理及び検査並びに検査済証の交付(重要なものを除く。)
- (18) 防火対象物の資料提出命令及び立入検査等
- (19) 防火対象物に対する措置命令(重要なものを除く。)
- (20) 防火管理者選任解任届出の処理
- (21) 消防用設備等に対する措置命令(重要なものを除く。)
- (22) 火災原因等の調査
- (23) 火災原因等の調査のための質問
- (24) 火災原因等の調査のための官公署に対する通報の請求
- (25) 被害財産の調査
- (26) 火災原因等の調査のための立入検査等
- (27) 放火等の疑いのある場合の火災原因調査等
- (28) 被疑者に対する質問調査権
- (29) 行政手続法(平成5年法律第88号)及び大川広域行政組合行政手続条例(平成18年大川 広域行政組合条例第1号)に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準の調整

(警防課長専決事項)

- **第8条の3** 警防課長の専決できる事項は、次のとおりとする。
 - (1) 無線、業務日誌抄録の処理
 - (2) 隔日勤務者の勤務を要しない日の割振り
 - (3) 各種車両の車体検査の処理
 - (4) 火災とまぎらわしい煙等の届出の処理(重要なものを除く。)

(分署長の専決事項)

第9条 分署長の専決できる事項は、第7条に規定する署長及び課長共通専決事項のうち、第5号から第10号までとする。

(合議)

第10条 専決事項のうち他の署、課及び分署に関係のあることについては、関係署長、各課長、 各署長に合議しなければならない。

(報告の義務)

第11条 専決処理した事件について、特に必要を認めるときは、文書又は口頭で消防本部の所管に係る事務については消防長に、消防署の所管に係る事務については署長に報告しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第2号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月25日訓令第2号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後の事務決裁等について適用し、同日前の事務決裁等については、なお従前の例による。